○総務省令第百十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第百四十八条の規定に基づき、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十二日

総務大臣　林　芳正

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条　公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二その一中「（印）」を削り、備考を次のように改める。

備考

1　この様式は、法第28条の２第１項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の二その二中「（印）」を削り、同様式備考２の次に次のように加える。

３　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の一の一その三中「（印）」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の一の一その四中「（印）」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の一の三その一中「（印）」を削り、同様式備考２の次に次のように加える。

３　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の一の三その二中「（印）」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

（在外選挙執行規則の一部改正）

第二条　在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の一その一中「（印）」を削り、備考を次のように改める。

備考

１　この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の２第１項の規定により、選挙人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

２　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第二号様式の二その二中「（印）」を削り、同様式備考２の次に次のように加える。

３　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第二号様式の二その三中「（印）」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第二号様式の二その四中「（印）」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第二号様式の三その一中「（印）」を削り、同様式備考２の次に次のように加える。

３　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第二号様式の三その二中「（印）」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式、別記第五号様式、別記第八号様式及び別記第十七号様式中「出張駐在官事務所」を「領事事務所」に改める。

別記第九号様式中「（出張駐在官）」を削る。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を

次のように改正する。

別記第五号様式中「（印）」を削り、備考を次のように改める。

備考

１　この様式は、法第29条の２第１項の規定により、投票人が、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

２　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第八号様式中「（印）」を削り、備考を次のように改める。

備考

１　この様式は、法第42条の２において準用する法第29条の２第１項の規定により、投票人が、特定の者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

２　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十五号様式及び別記第六十一号様式中「出張駐在官事務所」を「領事事務所」に改める。

別記第十六号様式中「（出張駐在官）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。